

平成十一年法律第三十六号

組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の没

第三章 収等（第三条—第十七条） 没収に関する手続等の特例（第十八条—第二十一条）

第二十一卷

第一節 没收保全（第二十二條—第四十一條）

第二節 追徵保全（第四十二條—第四十九條）

第三節 雜則（第五十条—第五十三条）

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共动手続等（第五十九条）

第七章
——
第七十四条
雜則（第七十五条·第七十六条）

附則 第一章 總則

(目的) 第二章 総則

この法律は、総じてが犯罪が立証がへば、全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益が二重の犯罪と力をもつて、これにて

益がこの種の犯罪を助长するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重

大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施

するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び

收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪

による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

(定義) 二つ云建二つ、「日本」二つ、共同の定めることを目的とする。

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、

その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定め

られた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）によ

り反復して行われるものをいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為

四 二 イ 犯罪行為の報酬として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘禁刑が定められている罪（口に掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）

口 別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪

二 二 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 犯罪行為の報酬として得た財産

二 一 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、口又はニに掲げる罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により提供された資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）の罪

口 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の十三（資金等の提供）の罪

二 サリ寧等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第七条（資金等の提供）の罪

三 一 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

口 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二十一条第四項第四号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪

公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金

三	刑法第九十六条の三（強制執行行為妨害等）の罪	五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金又はこれらの併科
四	刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨害）の罪	五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金又はこれらとの併科
五	刑法第一百八十六条规定第一項（常習賭博）の罪	五年以下の拘禁刑
六	刑法第一百八十六条第二項（賭博場開張等図利）の罪	三年以上七年以下の拘禁刑
七	刑法第一百九十九条（殺人）の罪	死刑又は無期若しくは六年以上の拘禁刑
八	刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪	三年以上十年以下の拘禁刑
九	刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪	五年以下の拘禁刑
十	刑法第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）の罪	無期又は五年以上の拘禁刑
十一	刑法第二百二十三条（信用毀損及び業務妨害）の罪	五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
十二	刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪	五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
十三	刑法第二百四十六条（詐欺）の罪	一年以上の有期拘禁刑
十四	刑法第二百四十九条（恐喝）の罪	一年以上の有期拘禁刑
十五	刑法第二百六十条前段（建造物等損壊）の罪	七年以下の拘禁刑
2	団体に不正権益	（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第二項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号（第五号、第六号及び第十三号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。
	（未遂罪）	
第四条	前条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る）、第十三号及び第十四号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。	

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。
二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること（前号に該当するものを除く。）。

不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとして、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

この条において「子法人」とは、一の法人等が株主等の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

（犯罪収益等隠匿）

第十一条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ当該行為地の法令により罪に当たるものとを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事實を仮装し、又は犯罪収益等

を隠匿した者は、十年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事實を仮装した者も、同様とする。

三 前項の罪の未遂は、罰する。

（犯罪収益等收受）

第十一條 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、七年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者は又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行われることの情を知らなかつてした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

（国外犯）

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。（犯罪収益等の没収等）

第十三条 次に掲げる財産は、没収することができる。

一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当するものを除く。）

二 犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は处分に基づき得たものを除く。）

三 犯罪収益（組織的な拐取者身の代金取得等）の罪

四 犯罪収益（拐取者身の代金取得等）の罪

三 刑法第二百二十五条の二第二項（拐取者身の代金取得等）又は第二百二十七条第四項後段（收受者身の代金取得等）の罪

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五条）第五条第一項後段（高金利の受領）、第二項後段（業として行う高金利の受領）若しくは第三項後段（業として行う著しい高金利の受領）、第五条の二第一項後段（高保証料の受領）若しくは第五条の三第一項後段（保証料がある場合の高金利の受領）、第二項後段（保証があり、かつ、変動利率による利息の定めがある場合の高金利の受領）若しくは第三項後段（根保証がある場合の高金利の受領）の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第三項の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段の違反行為に係る同法第八条第一項（高金利の受領等の脱法行為）の罪、同法第五条第三項後段の違反行為に係る同法第八条第二項（業として行う著しい高金利の受領）の罪

されたもの（当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等）

五 补助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十三条の罪の不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は第五条第一項の罪の不法収益等による不正の手段による交付の報酬として得た財産

六 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第二十九条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第五十条まで（人質による強要等、加重人質強要、人質殺害）の罪

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生）の罪

九 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生）の罪

十 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条（詐欺更生）の罪

十一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産）の罪

十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）

十三 第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

十四 第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

十五 第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

十六 脱法行為の罪

十七条 第二項の違反行為に係る同法第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪

十八条 不正の手段による補助金等の受交付の罪

十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

二十条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十一条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十二条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十三条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十四条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十五条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十六条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十七条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十八条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十九条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十一条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十二条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十三条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十四条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十五条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十六条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十七条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十八条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十九条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百

えられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときも」と読み替えるものとする。
(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がないもの(次項に規定するものを除く。)の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三章第十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察院の検察官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消し)

第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなつたときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者(その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。)の請求により、又は職権で、決定をもつて、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

(没収保全命令の失效)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において没収の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

(失効等の場合の措置)

3 第三十四条 没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行ふ。

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)

4 第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶（民事執行法第百十二条に規定する船舶をいう。）、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産（同法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。）に対し強制執行による差押さえがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権（民事執行法第百四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。）に対し強制執行による差押命令又は差押处分が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権（民事執行法第六十七条第一項に規定するその他の財産権をいう。）に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の手続の制限

(第三十六条) 金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)の債務者(以下「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後当該保全に係る債権について強制執行による差押命令又は差押処分の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

第一項の規定による供託がされた場合においては、差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失ったとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所(差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官)」と読み替えるものとする。

第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五条(同法第六十七条の十四第一項において同法第六十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第一号中「第一百五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財產については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされ前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者（被告人である差押債権者を除く。）が被告事件の手続への参加を許されいないときは、没収の裁判が確定した場合について規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第十八条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

（強制執行の停止）

第三十八条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもつて、強制執行の停止を命ずることができる。

検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所（差押処分がされている場合にあつては当該差押処分をした裁判所書記官。以下この項において同じ。）に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなりたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、検察官若しくは差押債権者

の請求により、又は職権で、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(担保権の実行としての競売の手続との調整) 第三十九条 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行(差押えを除く。)は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の賛本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第二百八十三条第一項第二号へ(同法第二百八十九条、第二百九十二条又は第二百九十三条第二項において準用する場合を含む。)の文書の提出があつたものとみなす。

(その他の手続との調整)

第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。)による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における外倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第二十八条第一項の規定による禁止の命令(第三項において「破産手続開始決定等」という。)がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令(同項において「更生手続開始決定等」という。)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

第二条 第三十六条の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされた場合及び第四項の規定は没収保全がされた場合又は仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について、同条第一項、第二項

3 収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

第三十七条の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされた場合又は没収対象財産の上に存在する地

上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全がされる

前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされた場合又は没収保全がされる

前に当該保全に係る財産を有する者について破

産の制限について、同条第二項本文の規定は没

収手続開始決定等がされた場合若しくは没

収保全がされる前に当該保全に係る財産を有す

る会社その他の法人について更生手続開始決定等がされた場合におけるこれらの財産の没

収の制限について、同条第二項本文の規定は没

収対象財産の上に存在する地上権その他の権利

であつて附帯保全命令による処分の禁止がされ

たものについて当該処分の禁止がされる前に滞

納処分による差押えがされていなかった場合又は没収

対象財産の上に存在する地上権その他の権利で

あつて附帯保全命令による処分の禁止がされた

ものを有する者について当該処分の禁止がされ

る前に破産手続開始決定等がされた場合若

しくは没収対象財産の上に存在する地上権その

他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁

止がされたものを有する会社その他の法人につ

いて当該処分の禁止がされる前に更生手続開始

決定等がされた場合におけるこれらの財産

の没収の制限について準用する。

第四十一条 附帯保全命令は、当該命令に係る没

収保全が効力を有する間、その効力を有する。

ただし、代替金が納付されたときは、この限り

(附帯保全命令の効力等)

第四十二条 附帯保全命令による処分の禁止をいう。(起訴前の追徴保全命令)

第四十三条 裁判官は、第十六条第三項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求によつて準用する。

(追徴保全命令の執行)

第四十四条 追徴保全命令は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

第十条第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追従保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

追従保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(第四項において「追従保全額」という。)を定め、特定の財産について発しなければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。

追従保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追従保全命令の執行の停止を得るため、又は追従保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金額(以下「追従保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

追従保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追従の根拠となるべき法令の条項、追従保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追従保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

追従保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追従の根拠となるべき法令の条

項、追従保全額、処分を禁止すべき財産の表

示、追従保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

追従保全命令による処分は、追従の裁判の執行がされた場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求によつて準用する。

(追従保全命令の取消し)

第四十七条 裁判所は、追従保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追従保全の期間が不当に長くなつたときは、検察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追従保全命令を取り消さなければならぬ。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追従保全命令の失効)

第四十八条 追従保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又

は有罪の裁判の告知があつた場合において追従の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追従保全命令の執行)

第四十九条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十一条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十二条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十三条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十四条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十五条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十六条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十七条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十八条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第五十九条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十一条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十二条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十三条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十四条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十五条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十六条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十七条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十八条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第六十九条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十一条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十二条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十三条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十四条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十五条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十六条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十七条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十八条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第七十九条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十一条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十二条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十三条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十四条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十五条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十六条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十七条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十八条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第八十九条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十一条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十二条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十三条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十四条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十五条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十六条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十七条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十八条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第九十九条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百零一条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百零二条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百零三条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百零四条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百零五条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百零六条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百零七条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百零八条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百零九条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百一十条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百一十一条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百一十二条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百一十三条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

(追従保全命令の執行)

第一百一十四条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追従保全について準用する。

する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。
第一項の規定による審査においては、共助の要請に係る確定裁判の当否を審査することができない。

6 第一項の規定による審査に関しては、次に掲げる者（以下「利害関係人」という。）が当該審査請求事件の手続への参加を許されないときは、共助をすることができる場合に該当する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこれららの財産若しくは権利について没収保全がされた前に強制競売の開始決定、強制執行による差押え若しくは仮差押の執行がされている場合における差押債権者若しくは仮差押債権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、当該裁判を受けた者
裁判所は、審査の請求について決定をするときは、検察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者（以下「参加人」という。）の意見を聴かなければならない。

8 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えるべきである。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。
9 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。（抗告）

第六十三条 檢察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に対し、刑事訴訟法第四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。
3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。（決定の効力）

第六十四条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定したときは、当該没収

又は追徴の確定裁判は、共助の実施に関するときは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。（要請国への執行財産等の譲与等）

第六十四条の二 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国（第三項において「執行共助の要請国」という。）から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭（以下この条において「執行財産等」という。）の譲りの要請があつたときは、その全部又は一部を譲りすることができる。

2 法務大臣は、執行財産等の全部又は一部を譲りすることが相当であると認めるときは、没収又は追従の確定裁判の執行の共助に必要な措置を命じた地方検察庁の検事正に対し、当該執行財産等の譲りのための保管を命ずるものとする。

第六十五条 法務大臣は、執行財産等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する検事正に対し、当該執行財産等の全部又は一部を仮に保管することを命ずることができる。

一 執行共助の要請国から執行財産等の譲りの要請があつた場合において、これに応ずるか否かの判断をするために必要があると認めるとき。

2 法務大臣は、執行財産等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する検事正に対し、当該執行財産等の全部又は一部を仮に保管することを命ずることができる。

一 執行共助の要請がされると思料する場合において、必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、追従保全に関する处分について準用する。（公訴提起前の保全の期間）

第六十六条 没収又は追従のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に関する場合において、没収保全命令又は追従保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追従保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から公訴を提起できない旨の理由を付して通知があつたときも、同様とする。（決定の取消し）

第六十七条 共助の要請が追従のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追従保全命令を発して、追従の裁判を受けるべき者に対しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。（追従保全の請求）

第六十八条 没収又は追従のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に関する場合において、没収保全命令又は追従保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から公訴を提起できない旨の理由を付して通知があつたときは、検察官は、裁判官に、追従保全命令を特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

2 檢察官は、検察事務官に前項の処分をさせるための不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

3 檢察官の発する令状により、差押え、記録命今付差押え、捜索又は検証をすること。

4 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。

5 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

6 電気通信を行ふための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行ふための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

7 檢察官の発する令状により、差押え、記録命今付差押え、捜索又は検証をすること。

8 檢察官は、検察事務官に前項の処分をさせるための不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信の送信元、送信先、通信日時その他通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

9 檢察官の発する令状により、差押え、記録命今付差押え、捜索又は検証をすること。

10 檢察官は、検察事務官に前項の処分をさせるための不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信の送信元、送信先、通信日時その他通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

11 檢察官の発する令状により、差押え、記録命今付差押え、捜索又は検証をすること。

12 檢察官は、検察事務官に前項の処分をさせるための不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信の送信元、送信先、通信日時その他通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

13 檢察官の発する令状により、差押え、記録命今付差押え、捜索又は検証をすること。

14 檢察官は、検察事務官に前項の処分をさせるための不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信の送信元、送信先、通信日時その他通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

15 檢察官の発する令状により、差押え、記録命今付差押え、捜索又は検証をすること。

16 檢察官は、検察事務官に前項の処分をさせるための不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信の送信元、送信先、通信日時その他通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

い。この場合において、検察官は、必要と認めることは、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追従の確定裁判とみなす。（要請国への執行財産等の譲与等）

2 第六十二条第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。（追従保全の請求）

第六十九条 共助の要請が追従のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、速やかに、没収保全命令又は追従保全命令を取り消さなければならない。（事実の取調べ）

2 前項の請求があつたときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、没収保全命令又は追従保全命令を取り消さなければならない。（準用）

第七十条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追従保全命令を取り消さなければならない。（準用）

第七十一条 檢察官は、この章の規定による没収保全若しくは追従保全の請求又は没収保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。（検察官の処分）

2 参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法の規定による処分又は裁判所の審査への利害関係人のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法（第一編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共

らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなければならぬ事項として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に規定了する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二年二月二日法律第六十号) 抄
(施行期日)

この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成二年五月三日法律第九号) 二号抄
(施行期日)

この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から起算して三年以内に施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十条 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年五月三日法律第九号) 六号抄
(施行期日)

この法律は、平成十二年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(处分等の効力)

第四十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる民法等の一部改正に伴う経過措置)

規定にあっては、当該規定の施行前に改正前等があつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合には、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれららの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一から十九まで 略

二十 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第四十条第一項及び第三項(罰則の適用に関する経過措置)

二十一 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第四十条第一項及び第三項(罰則の適用に関する経過措置)

二十二 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為による。

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十九条 この法律(附則第一条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

2 (罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年(以下「施行日」という。)から施行する。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年六月二日法律第一〇号) 五号抄
(施行期日)

この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する法律第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第六号の罪若しくは同法第二十五条第一号の罪、同条第三号の二、第四号若しくは第六号の罪若しくは同法第二十六条第五号の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為より得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産をしてこの法律の施行後にした行為に対しても適用する。この場合においては、これらの財産は、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第一条第二項第一号の犯罪収益に規定する財産に関する法律第十条及び第十二条の規定は、前項に規定する財産に関してこの法律の施行後にし

一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日（罰則の適用に関する経過措置））

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二一日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第一百一十条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一月一三日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

二 略
（施行期日）
附 則 **（平成一六年四月二三日法律第二五号）抄**
（施行期日等）
第一則 **（平成一六年六月二五日法律第七十九号）抄**
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。
（施行期日）
附 則 **（平成一六年六月二七日法律第九一号）抄**
（施行期日）
第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
（施行期日）
附 則 **（平成一七年九月四日法律第六三一号）抄**
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
(罰則にに関する経過措置)
第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（各号に定める日から施行する。）
附 則 **（平成一七年九月九日法律第六五号）抄**
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（略）
二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九

五、第十三条、第二十二条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十九年一月一日

三及び四 略

五、第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成二七年九月二八日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二八年三月三日法律第二一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条（刑事訴訟法第九十条、第一百五十五条及び第一百六十一條の改正規定に限る。）、第三条及び第五条及び第八条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

附 則（平成一九年五月二十四日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月二日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月二一日法律第六号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪处罚法」という) 第十二条の改正規定、第二条及び第四条から第七条までの規定並びに附則第四条及び第六条の規定 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日

二 附則第五条第二項 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。同条において「刑法一部改正法」という。)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)
第二条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正後の組織的犯罪处罚法(以下「新組織的犯罪处罚法」という。) 第二条第二項第一号イ又は別表第一第五号若しくは第七号から第十号までに掲げる罪(第一条の規定による改正前の組織的犯罪处罚法別表に掲げる罪を除く。)の犯罪行為(日本国外でしめた行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもののみを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に對しても適用する。この場合において、これらの財産は、同項第一号の犯罪収益とみなす。

第三条 新組織的犯罪处罚法の規定(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下この条において「特定資産流動化法等」)

一部改正法」という。)附則第六十五条规定又は業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十二号。以下この条において「職業安定法等一部改正法」という。)附則第十二条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)

の適用については、特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条规定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八号)第二百三十六条第二項の罪は、新組織的犯罪处罚法別表第二第十三号に掲げる罪とみなし、職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)附則第六項の罪は、同表第二十六号に掲げる罪とみなす。

第四条 新組織的犯罪处罚法第十二条(刑法第四条の二に係る部分に限る。)の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十条(爆発物取締罰則第四条から第六条までに係る部分に限る。)の規定、第四条の規定による改正後の暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定、第六条の規定による改正後の細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条(同法第十条に係る部分に限る。)の規定及び第七条の規定による改正後のナリン等による人身被害の防止に関する法律第八条(同法第五条第三項に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

第五条 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合は、刑法一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪

は、同号カ中「強制性交等」とあるのは、「強姦」とする。

前項の場合においては、刑法一部改正法のうち刑法第三条の改正規定中「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号」と、「同条第十三号」とあるのは「同条第十四号」とし、刑法一部改正法附則第六条の規定は、適用しない。

第十二条 この法律の施行の日が不動産特定共同事業法一部改正法の施行の日以後となる場合は、前条の規定は、適用しない。この場合において、第一条のうち組織的犯罪处罚法別表第一の次に三表を加える改正規定のうち別表第二第二十八号に係る部分中「第五十三条第三号」とあるのは、「第八十条第三号」とする。

(検討)

第十二条 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定により同項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当たっては、新組織的犯罪处罚法第六条の第二項及び第二項の規定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として刑事訴訟法第一百九十八条第一項の規定による取調べが重要な意義を有するとの指摘があることにも留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

政府は、新組織的犯罪处罚法第六条の二第一項及び第二項の罪に係る事件の捜査に全地球測位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所平成二八年(あ)第四四二号同二九年三月一五日大法廷判決において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制的処分に當たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられる有力な捜査方法であるとすれば、これを行うに当たつては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第六十四条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第三十九条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

(附則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月一七日法律第六号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則に関する経過措置)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年四月二十四日法律第二十二号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五〇号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等の製剤等）、第六十四条の三第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等の施用等）、第六十五条第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等）、第六十六条第一項（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等）、第六十七条第一項（ジアセチルモルヒネ等の譲渡等）又は第六十八条第一項（ジアセチルモルヒネ等の施用等）、第六十九条第一項（ジアセチルモルヒネ等の輸入等）又は第六十六条の四第二項（營利目的の向精神薬の譲渡等）の罪

三十一条（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十三条第一項（有線電気通信設備の施用等）、第六十六条の三第一項（向精神薬の輸入等）又は第六十六条の四第二項（營利目的の向精神薬の譲渡等）の罪）の罪

三十二条（武器等製造法第三十一条第一項（銃砲の無許可製造）若しくは第三十一条の二第一項（銃砲弾の無許可製造）の罪又は同法第三十一条の三第四号（猟銃等の無許可製造）の罪（猟銃の製造に係るものに限る。）の罪

三十三条（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十号）第一百九十二条第一項（ガス工作物の損壊等）の罪）の罪

三十四（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百八十八条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物の輸出）、第一百九十条第一号（第一百九十二条第一項（ガス工作物の損壊等）の罪）の罪

三十五（あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第五十一条第一項若しくは第二項（けし等の栽培等）又は第五十二条第一項（あへんの譲渡し等）の罪）の罪

三十六（自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第一百二十一条（自衛隊の所有する武器等の損壊等）の罪）の罪

三十七（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条（高金利等）、第五十五条（高保証料）、第五条の三（保証料がある場合の高金利等）又は第八条第一项若しくは第二項（業として行う著しい高金利の脱法行為等）の罪）の罪

三十八（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪）の罪

三十九（壳春防止法第八条第一項（対償の收受等）、第十一条第二項（業として行う場所の提供）、第十二条第一項（壳春をさせる業）又は第六十条（資金等の提供）の罪）の罪

四十（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第四号）第五十二条第一項（高速自動車国道の損壊等）の罪）の罪

四十一（水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第五十二条第一項（水道施設の損壊等）の罪）の罪

四十二（銃砲刀剣類所持等取締法第三十二条第一項（銃砲等の発射）の罪（拳銃等の発射に係るもの）を除く。）、同条第二項若しくは第三項（拳銃等の発射）若しくは第三十一条の二第一項（拳銃等の輸入）の罪、同法第三十一条の三第一項若しくは第二項（銃砲等の所持等）の罪（拳銃等の所持に係るもの）を除く。又は同条第三項若しくは第四項（拳銃等の所持等）、第三十二条第一項若しくは第二項（拳銃等の譲渡し等）、第三十二条の六（偽りの方針により銃砲等の所持の許可を受ける行為）、第三十二条の七第一項（拳銃実包の輸入）、第三十二条の八（拳銃実包の所持）、第三十二条の九第一項（拳銃実包の譲渡し等）、第三十二条の十一第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは第三项（猟銃線の損壊）又は第二条第一項（海底パイプライン等の損壊）の罪）の罪

五十三（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百五十九条第一項又は第三項（偽りにより法人税を免れる行為等）の罪）の罪

五十四（公海に関する条約の実施に伴う海底電線の損壊行為の处罚に関する法律（昭和四十三年法律第二百二号）第一条第一項（海底電線の損壊）又は第二条第一項（海底パイプライン等の損壊）の罪）の罪

五十五（著作権法（昭和四十五年法律第四百八号）第一百九十九条第一項又は第二項（著作権等の侵害等）の罪）の罪

五十六（航空機の強取等の处罚に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項（航空機の強取等）又は第四条（航空機の運航障害）の罪）の罪

五十七（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二十五条第一項（無許可廃棄物処理業等）の罪）の罪

五十八（火炎びんの使用等の处罚に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項（火炎びんの使用）の罪）の罪

五十九（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十四条第一項（熱供給施設の損壊等）の罪）の罪

六十（航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条（航空危険）、第二条第一項（航行中の航空機を墜落させる行為等）、第三条第一項（業務中の航空機の破壊等）又は第四条（業務中の航空機への爆発物等の持込み）の罪）の罪

七十（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等）の罪）の罪

七十一（不正競争防止法第二十二条第一項から第五項まで（営業秘密の不正取得等）の罪）の罪

七十二（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項（化学兵器の使用）若しくは第二項（毒性物質等の発散）又は第三十九条第一項から第三項まで（化学兵器の製造等）の罪）の罪

七十三（サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項（サリン等の製造等）の罪）の罪

七十四（保険業法（第三百三十一条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪）の罪）の罪

六十二（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律（業として行う指定薬物の製造等）の罪）の罪

五十五（新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の处罚に関する特例法（昭和三十九年法律第二百十一号）第二条第一項（自動列車制御設備の損壊等）の罪）の罪

五十六（電気事業法（昭和三十九年法律第二百三十号）第一百五十五条第一項（電気工作物の損壊等）の罪）の罪

五十七（所得税法（昭和四十年法律第三百三十号）第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項（偽りにより所得税を免れる行為等）又は第二百四十条第一項（所得税の不納付）の罪）の罪

五十八（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百五十九条第一項又は第三項（偽りにより法人税を免れる行為等）の罪）の罪

五十九（公海に関する条約の実施に伴う海底電線の損壊行為の处罚に関する法律（昭和四十三年法律第二百二号）第一条第一項（海底電線の損壊）又は第二条第一項（海底パイプライン等の損壊）の罪）の罪

六十（流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二百三号）第九条第一項（流通食品への毒物の混入等）の罪）の罪

六十一（派遣労働者の保護等に関する法律（第五十八条（有害業務目的の労働者派遣）の罪）の罪）の罪

六十二（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条（無登録営業等）の罪）の罪

六十三（預託等取引に関する法律（昭和六十年法律第六十二号）第三十二条（勧誘等の禁止等）の罪）の罪

六十四（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第五十八条（有害業務目的の労働者派遣）の罪）の罪）の罪

六十五（預託等取引に関する法律（昭和六十年法律第六十二号）第三十二条（勧誘等の禁止等）の罪）の罪

六十六（流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二百三号）第六十四条第一項又は第五項（偽りにより消費税を免れる行為等）の罪）の罪

六十七（消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）第六十四条第一項又は第五項（偽りにより消費税を免れる行為等）の罪）の罪

六十八（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（第二十六条第一項から第三項まで（特別永住者証明書の偽造等）又は第二十七条（偽造特別永住者証明書等の所持）の罪）の罪）の罪

六十九（麻薬特例法第六条第一項（薬物犯罪収益等隠匿）又は第七条（薬物犯罪収益等収受）の罪）の罪

七十（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等）の罪）の罪

七十一（不正競争防止法第二十二条第一項から第五項まで（営業秘密の不正取得等）の罪）の罪

七十二（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項（化学兵器の使用）若しくは第二項（毒性物質等の発散）又は第三十九条第一項から第三項まで（化学兵器の製造等）の罪）の罪

七十三（サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項（サリン等の製造等）の罪）の罪

七十四（保険業法（第三百三十一条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪）の罪）の罪

七十五 置器の移植に関する法律（平成九年法律第二百四号）第二十条第一項（置器売買等）の罪	七十六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条（無資格スポーツ振興投票）の罪
七十七 種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条（育成者権等の侵害）の罪	七十八 資産の流動化に関する法律第三百一条第六項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
七十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六十七条第一項（一種病原体等の発散、第六十八条第一項若しくは第二項（二種病原体等の輸入）、第六十九条第一項（二種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪	八十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第一百六号）第二十二条第一項（対人地雷の製造）又は第二十三条（対人地雷の所持）の罪
八十一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条第一項（児童買春周旋）、第六条第一項（児童買春勧誘）又は第七条第六項から第八項まで（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）の罪	八十二 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律（第二条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪）	八十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書等を発行させる行為の罪）
八十五 会社更生法第二百六十六条（詐欺更生）又は第二百六十七条（特定の債権者等に対する担保の供与等）の罪	

八十六 破産法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪	八十七 会社法第九百六十三条から第九百六十条まで（会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預合意、株式の超過発行）、第九百六十八条（株主等の権利の行使に関する法律（平成九年法律第三百四十四条）第六項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪）
八十八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律第三条第一項（放射線の発散等）、第四条第一項（原子核分裂等装置の製造）、第五条第一項若しくは第二項（原子核分裂等装置の所持等）、第六条第一項（特定核燃料物質の輸出入）、第七条（放射性物質等の使用の告知による脅迫）又は第八条（特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪	八十九 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項（海賊行為）の罪
九〇 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二十二条第一項（クラスター弾等の製造）又は第二十二条（クラスター弾等の所持）の罪	九一 北方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）第六十条第一項（汚染廃棄物等の投棄等）の罪
九二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十条第一項（家畜遺伝資源の不正取得等）の罪	九三 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項（不特定又は多数の者に対する性的影像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的姿態等）の罪

別表第四（第六条の二関係）	別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
一 別表第三に掲げる罪	
二 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）及び第五号（不法残留、並びに第二項（不在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の八第一項（不法入国者等の藏匿等）の罪	イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）並びに同法第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）及び第一百九十八条（贈賄）の罪
三	ハ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項（爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）の罪）
四 口 爆発物取締罰則第九条（爆発物の使用、製走援助）の罪	口 爆発物取締罰則第九条（爆発物の使用、製走援助）の罪
五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項（偽証）の罪	イ 刑法第九十八条（加重逃走）、第九十九条（被拘禁者奪取）又は第一百条第二項（逃走援助）の罪
六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪	六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪